

エコアクション21認証・登録制度実施要領【改正版】

(平成 24. 5. 30 改正：下線部が追加、又は修正された箇所)

エコアクション21地域事務局
上越環境科学センター

1. 制定の目的

エコアクション21認証・登録制度は、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)」に基づき一般財団法人持続性推進機構が、エコアクション21中央事務局(以下、「中央事務局」という。)を設置して実施する制度です。このエコアクション21認証・登録制度実施要領は、エコアクション21地域事務局上越環境科学センター(以下「地域事務局」という。)が、エコアクション21認証・登録制度を実施する上で必要な事項を規定します。

2. 実施体制

地域事務局に諮問機関として、「エコアクション21地域運営委員会(以下「地域運営委員会」という。)」、「エコアクション21地域判定委員会(以下「地域判定委員会」という。)」を置きます。

1) 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体、環境保全に関する学識者、関係行政機関及びエコアクション21審査人等によって構成し、エコアクション21認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規程、その他の各種規程、その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議します。

2) 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や学識者によって構成し、審査人の審査結果を基に、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議します。

3) 参事

当地域事務局は、地域運営委員会の審議の上、審査人の指導及びエコアクション21認証・登録制度についての助言等を得るため、環境マネジメントシステム及び事業者の環境への取組等に関する有識者を、参事として委嘱します。参事はエコアクション21審査人としての資格を有します。

3. 地域事務局の運営に関する規程の遵守等

地域事務局は、業務の実施にあたり中央事務局が定める「エコアクション21地域事務局の認定及び運営に関する規程」、「エコアクション21認証・登録制度実施要領」、「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21審査及び判定の手引き」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守し、中央事務局の依頼、指示に従うとともに、中央事務局からの要請に基づき、必要な報告を中央事務局に行います。

4. 地域事務局の業務

地域事務局は以下の業務を行います。

- 1) 事業者からのエコアクション21に関する相談、問い合わせ等に対応すること
- 2) 受審事業者からの審査の申込を受け付けること
- 3) 審査を担当する審査人として、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮するとともに、倫理規程を踏まえ、並びに過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる者を選定すること。受審事業者が選定を希望する審査人がある場合には、これを考慮すること。また、受審事業者の希望と異なる審査人を選定する場合は、受審事業者にその理由を十分に説明すること
- 4) 審査人が作成した審査計画書を確認し、必要な場合はその修正を要請すること
- 5) 審査人より審査報告書等の送付を受け、その内容を確認し、必要な場合はその修正を要請すること
- 6) 判定委員会を定期的開催し、認証・登録の可否を判定すること
- 7) 判定委員会の判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行うこと
- 8) エコアクション21認証・登録制度の普及促進を図ること
- 9) 地域の審査人の能力向上を図るため、年に1回以上、審査人力量向上研修会を開催する等、必要な取組を行うこと（中央事務局の認定を受けた審査人力量向上研修会は、審査人資格の更新要件に規定する資格更新講習となります。研修会は近隣の地域事務局と協同で開催することができます）
- 10) 自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの普及を図り、その事務局を務めること
- 11) その他エコアクション21の普及促進等のために必要な業務を行うこと

5. 実施要領及び規程等の制定・改訂

地域事務局は、運営委員会で審議の上、本実施要領の制定及び改訂を行います。

地域事務局は、運営委員会で審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程の制定及び改訂を行います。

また、地域事務局は、必要に応じて、地域事務局の運営に必要な内規を定めます。

附則

- 平成16年10月 7日制定
- 平成17年 4月 1日一部改正
- 平成17年11月22日一部改正
- 平成20年 3月11日一部改正
- 平成20年 8月 1日一部改正
- 平成21年 7月30日一部改正
- 平成23年 3月23日一部改正
- 平成24年 5月30日一部改正**